

「高等教育の修学支援制度」の授業料等減免について

本学は、令和2年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき国が実施している高等教育の修学支援制度の支援対象校です。

日本学生支援機構の給付奨学金の支援区分に応じ、入学料・授業料の減免を実施いたします。

◎ 高校予約採用で給付奨学金の採用候補者となった方

入学後、「進学届」を提出し、正式採用となった後に、入学料および授業料減免の認定を行います。

【支援区分と減免額について】

第一区分（満額支援）	入学料減免額		
	高知県内出身者	150,000円	高知県外出身者 282,000円
	前期授業料減免額	267,900円	
第二区分（2/3支援）	入学料減免額		
	高知県内出身者	100,000円	高知県外出身者 188,000円
	前期授業料減免額	178,600円	
第三区分（1/3支援）	入学料減免額		
	高知県内出身者	50,000円	高知県外出身者 94,000円
	前期授業料減免額	89,300円	

【入学料の還付】

入学料は、既にご入学手続きの際にお支払いいただいておりますので、給付奨学金に正式採用となった後、支援区分に応じて認定された減免額を還付いたします。（6月末還付予定）

【前期授業料の減免】

ご入学手続き時に採用候補者決定通知等の書類をご提出いただいた方は、6月末まで前期授業料の納付を猶予いたします。

自己負担額が発生する方について、財務課より納入通知書をお送りいたしますので、期日までにお支払いください。

◎ 在学定期採用で給付奨学金を申請する方

入学後に日本学生支援機構の給付奨学金を新たに申し込むことができます。

【支援区分と減免額について】

高校予約採用と同じです。

【入学料の還付】

給付奨学金に正式採用された翌月末までに還付予定です。（6月採用⇒7月末還付予定）

【前期授業料】

通常の納付期限（4月下旬）までに納付してください。

正式採用後に、支援区分に応じて認定された減免額を還付いたします。